

令和2年8月13日

認定調査（更新・新規・区分変更）における認定調査員の面会等対応について（お願い）

新型コロナウイルス感染症による感染が急速に再拡大していることを受けて、感染拡大防止の観点から、済生会明和グループ（明和病院・明和苑 等）における、認定調査員の面会措置を再度、制限させていただきます。

ご理解ご協力をお願いいたします。

<p>認定調査 (新規認定) (区分変更) (更新認定)</p>	<p>① 認定調査による面会時間は、原則14時00分～16時00分とするが、<u>病棟・明和苑・認定調査員側の事情等を考慮し柔軟な対応を可能とする。</u></p> <p>② 家族立ち合いは、原則禁止とする。（特別な事情がある場合等は可能とする。）<u>8月13日以前の認定調査日調整等で家族立ち合いが決定している事例に関しては、その限りではない。</u></p> <p>③ 認定調査員が認定調査当日に実施する、済生会明和グループ特別面会申請書の面会禁止事項に該当（体調管理および2週間以内に県外者と接触、県外への滞在、移動等）すれば、面会禁止とする。</p>
--	--

ご不明な点ありましたら下記担当者までご連絡下さい。

【担当者】

明和病院 医療社会事業課

小藪 真由美

TEL 0596-52-0131 (内線 5158)

明和苑 施設長

辻井 夕美子

TEL 0596-52-0386 (内線 5900)